

厚岸町条例第7号

厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年厚岸町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「33万円」を「36万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。